

9/25 京都地裁の大飯原発差止訴訟が結審！ 判決は来年7/14

9月25日（木）京都地裁で大飯原発差止訴訟の第48回口頭弁論、最終弁論が開かれ、結審となりました。2012年11月29日の提訴以来、13年近くが経過しています。

当日、傍聴席は満席となり、原告側弁護団は熱弁をふるい、脱原発を主張しました。閉廷後の報告集会では、勝利判決をめざす活発な発言が相次ぎました。なお、判決は、2026年7月14日。以下、結審期日の報告です。

◆開廷前の行動など

- ・当日、開廷前には、12:15からいつものように裁判所周辺デモを行いました。
- ・「使い捨て時代を考える会」のトレイシー・スイさんは、「裁判所の前でお弁当を食べ・脱原発を考える」企画として、原発反対の生産者（二本松有機農業研究会、芦浜産直、祝島、高橋徳治商店、この指とまれ農場など）の食材を使った手作りのお弁当を、12時ぐらいに裁判所のそばで配りました。無料もしくはカンパということで、原告団MLでも事前に告知しましたが、用意した20食をすべて配付しました。
- ・その後、裁判所宛に「公正な判断を要請する署名」を提出しましたが、当日の提出が12,597筆で、総計21,721筆となりました。

◆法廷で、原告、被告（関電、国）の双方が最終弁論

- ・傍聴席は満席となり、抽選があり、14:00に開廷しました。抽選にはずれた方には弁護団による模擬法廷が準備されました。法廷では原告、被告（関電、国）の双方が最終弁論を行い、予定通り結審。判決は来年7月14日（火）14:30から言い渡される。
- ・原告側は、最初に元裁判官の井戸謙一弁護士が、「判決に向けて求められる裁判官の態度」を述べました。「東電福島原発事故の国の責任を否定した最高裁判決等を前提にすれば、十二分の注意を払っても過酷事故は避けられないということになる。そして、その場合、国が崩壊する大災害になりかねない。そのような危険物の運転が憲法上許されるのか、真剣に検討されるべき」と主張しました。
- ・その後、6人の弁護士がそれぞれの担当分野を取りまとめました。
 - (1) 大飯原発3、4号機の地震に関する基準不適合
 - (2) 大飯原発が地震で過酷事故にいたる具体的危険性
 - (3) 大飯原発の敷地地盤の問題点
 - (4) 福島第一原発事故による回復不可能な損害と避難困難性
 - (5) 多重防護の考え方の徹底の必要性、離隔要件の欠如
 - (6) 原告らの避難困難性
- ・最後に、中島晃弁護士（弁護団長代行）が結語を述べました。ドイツ連邦共和国の大統領であったワイスゼッカーのことば「過去に目をつむる者は、現在にも盲目であり、未来にも同じ過ちを犯すだろう。」（1985/8/5）を引き、3.11の東京電力福島第一原発事故に目を閉ざしてはいけないことを強調しました。
- ・被告関電は、新規制基準に基づき安全性は確保されていると主張し、請求棄却を求めました。被告国側は、損害賠償請求の棄却を求めました。

- 最終弁論の感想…原告（正木斗周さん、FB 投稿）の感想。「最終弁論の井戸さんの陳述はまさに立派なものでした。斎藤裁判長は胸にぐさっと来たのではないか（来ないような裁判長失格）。反対尋問の関電、国の主張のお粗末なこと。喋っている本人も信じてないのではないかなあ。ひどいものでした。」

◆原告提出の書面と、被告関電の証拠請求の却下

- (1) 最終準備書面（第 115 準備書面）…尋問結果に基づく主張立証の取りまとめ
- (2) 赤松純平氏の反対尋問についての補充説明（第 116 準備書面）…地震に対する危険性—特に震源特性・サイト特性—
- (3) **被告関電の証拠請求の却下**…被告関電は、9月5日になって、新たな証拠（丙 562～丙 582）を提出してきました。しかし、原告側は「これらの証拠は、2024年11月26日の第45回期日に行われた石橋克彦証人に対する主尋問、2025年3月6日の第47回期日に行われた反対尋問に関するものであり、反対尋問のときまでには提出し、反対尋問においてその証拠価値を検証すべきものなので、訴訟行為としての不当性が高い。これらの証拠の提出は、全体として時機に後れており、被告関電による証拠請求は却下されるべきである。」と主張。その結果、この日の法廷で裁判長は却下の判断を示し、証拠として採用されないことになりました。

◆閉廷後の報告集会

- 予定通り 15:30 頃に閉廷した後、弁護士会館で報告集会が開かれました。用意した腰掛けが足りないくらいの盛況。
- 判決が、来年3月までという予想から大幅に伸びて、7月14日になったことについては、渡辺輝人弁護士（原告団事務局長）が「4月裁判官転任もある中で、じっくりと判決を準備するつもりか」との見立てを表明。「判決まで異例の長さで、じっくりと時間があるとの見方から、市民の声と裁判の双方から運動を進め、署名を広げよう」と呼びかけました。
- また、原告団世話人の福島敦子さん、赤松純平さんはじめ、7名が発言。「老朽原発うごかすな！実行委員会」の木原壯林さんからは「11月30日に高浜町で開催予定の「原発つづけるための乾式貯蔵 NO！全国集会@高浜～使用済み核燃料の行き場はない～」への参加要請がありました。
- 署名の累計は、9/25の提出が 12,597名で、総計 21,721名になったと報告されました。参加者からは「目標 10 万筆に向けて広め、世論の流れを老朽原発は廃炉する意思が京都地裁の判決になる様にがんばろう」「原告が所属する団体から、団体賛同を決めてそれぞれ文書を作り提出してもよいのでは」との提案もありました。
- なお、報告集会で募ったカンパ総額は、約 71,000 円でした。ありがとうございました。そして 16:30 頃に終了。NHK、関西テレビがカメラ取材、夕方のニュースで放映されました。

◆署名サイト拡散のお願い…紙の用紙に署名した方は、重複して署名しないようご注意ください。

ネット署名は「京都脱原発原告団 <https://nonukes-kyoto.net/>」の QR コード、URL などから。

◆京都脱原発原告団 事務局…kyotodatsugenpatsubengodan@gmail.com、Tel : 075-231-0101

〒 604-0866 京都市中京区両替町竹屋町上ル西方寺町 158（担当：山元歩美）